

# 立教英國学院新寄宿舎建設募金要項

総事業費 5億円

募金目標額 1.5億円

目的 立教英國学院新寄宿舎建設のため

お申込金額 個人 1口10万円 できれば2口以上  
(ご都合に応じ、金額に関わらず有難く頂戴いたします。)

募集期間 2014年4月1日～2015年3月31日

お振込方法 同封の振込用紙にご記入のうえ、お振込みをお願いいたします。

ご不明の点は、立教英國学院本校ないし東京事務所にお問い合わせください。

お問合せ先 [イギリス] RIKKYO SCHOOL IN ENGLAND  
Guildford Road, Rudgwick, West Sussex RH12 3BE U.K.  
Tel: +44 (-0) 1403-822107 / Fax: +44 (-0) 1403-822535

[日本] 立教英國学院東京事務所  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教学院内  
Tel / Fax: (03) 3985-2785

## 寄附金に対する税制上の優遇措置について

この寄附金は次のような税制上の優遇措置(寄附金控除)を受けられます。

### ■ この寄附は、海外子女教育振興財団経由となります。

新寄宿舎建設に関わる立教英國学院への寄附については、特定公益増進法人である、「公益財団法人 海外子女教育振興財団の主たる業務」に対する寄附金という形で扱われます。

したがって、寄附金振込先および寄附金領収書は、海外子女教育振興財団扱いとなり、最終的に寄附金は海外子女教育振興財団からの支援金として全額立教英國学院に支払われます。

### ■ 個人が寄附をした場合の税制上の優遇措置について

このため、ご寄附いただいた場合は「海外子女教育振興財団発行の寄附金領収書」をお送りいたします。寄附金の所得控除額は、寄附金-2千円となります。

寄附金領収書を添えて、寄附していただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に確定申告をして還付請求をしてください。

### ■ 法人(民間企業等)が寄附をした場合の税の優遇措置について

法人(民間企業等)が特定公益増進法人等に対して寄附をした場合は、その他一般寄附金として寄附をした金額の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入されます。特定寄附金の証明のためには「海外子女教育振興財団発行の寄附金領収書」が必要です。

損金算入限度額とは、(資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2となります。

注)なお、特定公益増進法人に対して法人が支出した寄附金のうちの損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4を限度として損金算入されます。